

DBの非継続基準の予定利率について (通知の発出)

2019年4月

日本生命保険相互会社

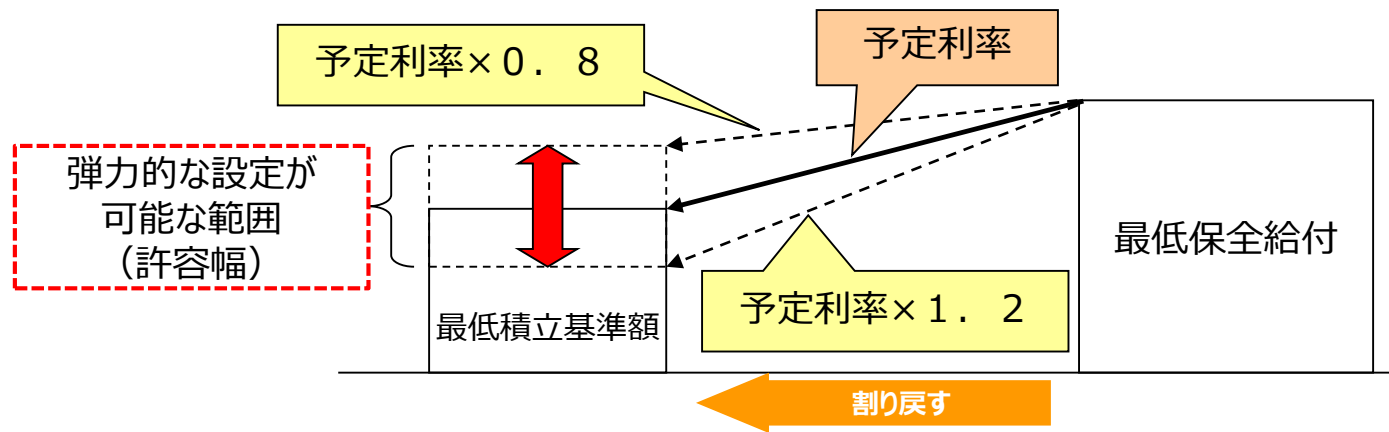
本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

◇2019. 4. 2 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201904-170-0024- D)

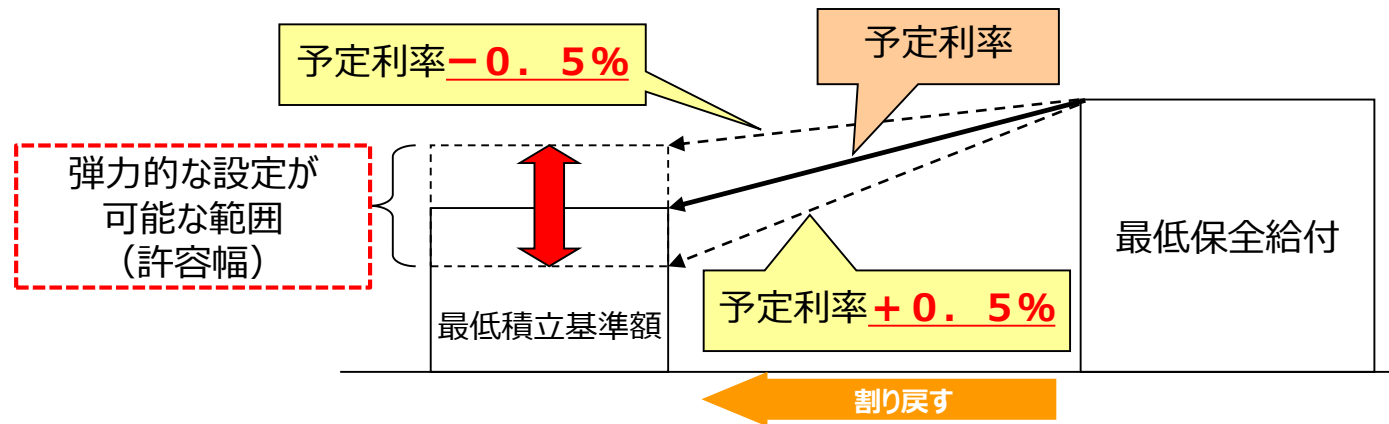
1. 今回の改正内容について

○ D B の財政検証において非継続基準に用いる予定利率は、従来、30年国債の過去5年間の利回りを勘案して厚生労働大臣が定め、労使合意の下で、これに0.8以上1.2以下の係数を乗じて得た率を予定利率とすることも可能とされていました。今回の改正では、この「係数を乗じる方法」に代えて、実数として0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率とすることを認めることとされました（適用日：2019年4月1日）。

【改正前】



【改正後】



1. 今回の改正内容について

- 当改正では、経過措置として、適用日以前に事業年度末を迎える決算が確定していない場合（2019年3月31日以前に終了する事業年度に係る事業及び決算に関する報告書が提出されていない場合）には、2018年度財政検証において、2018年度の非継続基準の予定利率（1.24%）に0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率として用いることも可とされています。

2019年度財政検証以降	・厚生労働大臣が定めた利率（※）に、0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率として用いることを可とする。
--------------	---

（※）例年、3月頃に厚生労働省より告示で公表される。2019年度については、「1.05%」。

<経過措置の適用は、以下のとおりと考えられます>

2018年度 財政検証	2018年11月30日 以前決算の団体	・改正前の取扱い
	2018年12月1日～ 2019年3月31日 決算の団体	・改正前の取扱い。 ・厚生労働大臣が定めた利率（2018年度の非継続基準の予定利率 1.24%）に、0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率として用いる ことを可とする。

- なお、0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率としている場合の、確定給付企業年金の終了、確定拠出年金への移行等の際の取扱いについて、以下のとおり通知の改正が示されました。

通知<「確定給付企業年金制度について」第5-1-(4)>改正

【新設】

「0.5%以内の率」を設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金（企業型）への移行又は中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討を行い、検討の結果として「0.5%以内の率」を設定するときは、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。

通知<確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について>改正

- ・3-7 規約承認（認可）事項「終了するときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率」

【新設】「0.5%以内の率」を加算して得た率を設定する場合には、終了するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。

- ・3-11 規約承認（認可）事項「他制度（確定給付企業年金及び厚生年金基金を除く。）への積立金又は残余財産の移換」

【新設】「0.5%以内の率」を加算して得た率を設定する場合には、他制度へ移換するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。

○最低積立基準額の算定に用いる予定利率について調整を行う場合には、以下の対応を行う必要があるとされており、この取扱いに変更ありません。

- ①設定の根拠及び最低積立基準額への影響について、労使間や代議員会で十分な検討を行う
- ②予定利率を調整することについて、労働組合等の同意（基金型では代議員会の議決）を得る
- ③加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行う

○このうち、③加入者及び受給権者等に対する情報提供については、従来より、その具体的な方法として以下の内容が示されています。

<「③加入者及び受給権者等に対する情報提供」の具体的な方法について>

厚生労働省の見解（照会に対する回答）	
情報提供の方法	<p>【加入員（加入者）に対する情報提供の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務概況の周知方法に順次、以下のいずれかの方法とすることで差し支えない。 <ol style="list-style-type: none"> ①各設立（実施）事業所の見やすい場所へ掲示する方法 ②書面を交付する方法 ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法 ④その他周知が確実に行われる方法 <p>【受給権者に対する情報提供の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～④のうち周知が確実に行われる方法、例えば、書面の送付や事業主・基金の公式HPへの掲載等を行うことで良い。
情報提供の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・加入員（加入者）及び受給権者への情報提供の時期は、以下のいずれでもよい。 <ol style="list-style-type: none"> ①代議員会での議決や労働組合等の同意を得る前に周知させる ②代議員会での議決や労働組合等の同意を得た後に周知させる
情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の内容は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> －最低積立基準額の算定に用いる予定利率について、告示された率を調整した利率を用いること －そのことにより、最低積立基準額が減少（増加）し、基金解散・制度終了時の残余財産額（分配額）が減少（増加）する可能性があること

- DBの積立基準に関しては、企業年金連合会から見直しの要望が出されており、社会保障審議会第20回企業年金部会においても議論が行われていましたが、最低積立基準額の予定利率の取扱いについては改正が見送られていました。

<企業年金連合会の要望>

最低積立基準額の予定利率に定数による許容幅を持たせること

- ・最低積立基準額の算定にあたっては、厚生労働大臣告示により、年率に0.8～1.2の係数を乗じたものを予定利率（非継続基準に用いる予定利率）とすることを可能とする措置が取られているが、現在の低金利下においては、予定利率の上下限の幅が導入当初に設定していたものに比べて狭まっており、その意義が薄れている。
- ・したがって、告示の年率に一定率を乗じる方法から、許容利率を加減し、告示年率に定数による幅を持たせる方法に変更していただきたい。なお、許容利率の設定にあたっては、生命保険会社の標準利率の設定における許容乖離幅（0.5%）が参考になるものと考えられる。

「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望（2017年12月14日）」より（一部抜粋）

<第20回社会保障審議会企業年金部会（2018年4月20日開催）における議論>

現行の非継続基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率

- ・「30年国債の応募者利回りの5年平均を基準として算定していること」「この基準で定められた率に0.8～1.2を乗じることも可能としていること」により、一時的な変動を緩和・除去する措置を講じている。
- ・最低積立基準額は、制度終了時点の分配金や他制度への移換金の算定に使用されるなど、予定利率の変更が加入者等の受給額に直接影響するものである。
- ・以上より、予定利率の低下を受けて現時点で変更することは適当ではない。